

あなたの申告相談日程をご確認ください。

※各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されます。
できるだけ下の相談日程で割り当てられている日に相談できるようご協力ください。

《2月》象潟地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
8	水	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	象潟構造改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
9	木	桜ヶ丘、松ヶ丘	34区、上狐森	
10	金	31区、湯見町1区	32区、湯見町2区	
13	月	大谷地、33区	上新町、28・29・30区	
14	火	武道島1	下新町、武道島2区	
15	水	栄町、向山	上荒屋	
16	木	浜畑、冠石	下荒屋	
17	金	上浜の町	駅前	
20	月	下浜の町、臨海	横町	
21	火	妙見町	荒古屋	
22	水	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
23	木	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
24	金	関	立石2区、下浜山、大塩越	
27	月	立石1区	はまなす	
28	火	小砂川1区(1~4組)	小砂川1区(5~6組)、砂山、流釜	
29	水	小砂川1区(7~11組)	小砂川1区(12~16組)	

《3月》

1	木	小砂川2区(17~26組)	小砂川2区(27~33組)、観音森	象潟構造改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
2	金	大砂川	川袋	
5	月	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
6	火	西中ノ沢	小滝(中・上当番)	
7	水	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大境	
8	木	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
9	金	舟岡、目貫谷地、大森	石名坂、水岡	
12	月	長岡	長岡、大飯郷	
13	火	本郷(1班)	本郷(2班)	
14	水	申告予備日		
15	木	申告予備日		

注) 申告が午前、午後にはわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。

《2月》金浦地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
8	水	1町内		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
9	木	1町内		
10	金	2町内		
13	月	2町内		
14	火	3町内、7町内		
15	水	4町内		
16	木	5町内		
17	金	6町内		
20	月	6町内		
21	火	8町内		
22	水	8町内		
23	木	農業申告(世帯)のみ		
24	金	農業申告(世帯)のみ		
27	月	農業申告(世帯)のみ		
28	火	大竹		
29	水	大竹		

《3月》

1	木	大竹		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
2	金	黒川		
5	月	黒川		
6	火	飛		
7	水	赤石・高森団地		
8	木	前川		
9	金	前川		
12	月	前川		
13	火	申告予備日		
14	水	申告予備日		
15	木	申告予備日		



《2月》仁賀保地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
8	水	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩いの家 「けやき」
9	木	百目木	立居地	
10	金	三日市、東畑	樋ノ口	
13	月	畑1	畑2・3	
14	火	桂坂	中野	院内会館
15	水	伊勢居地1	伊勢居地2	
16	木		馬場	
17	金	小国	上小国	
20	月	院内1・2	院内3・4	釜ヶ台地区 老人憩いの家 「はんの木」
21	火		冬師	
22	水	釜ヶ台	上坂、下坂	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
23	木	横根1~6	横根7、さくら、石田	
24	金	杉山、ひまわり	田抓	
27	月	芹田1	芹田2	
28	火	三森1・2	三森3・4	
29	水	三森5、鈴9~12	鈴13~17	

《3月》

1	木	鈴1~4・18	鈴5~8	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
2	金	両前寺1~4	両前寺5~6、はまなす	
5	月	琴浦1~5	琴浦6~10	
6	火	琴浦11~16	琴浦17~26	
7	水	室沢1~3	室沢4~7	
8	木	室沢8~11	室沢12~15	
9	金	室沢16~19	室沢20~24	
12	月	長磯、坂ノ下、住吉町、坪貝	松田、上町、にかほハイツ	
13	火	田角森、鳥ノ子淵、堺田、清水	駅前、旭町、大正町	
14	水	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
15	木	申告予備日		

相談期間 2/8(水) ~ 3/15(木)

【所得控除の申告】
 □国民年金の支払証明書
 □国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続社会保険料等の領収書またはその支払いがわかるもの(口座振替されている通帳等)
 □障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 □生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
 □寄附金の受領書(寄附先の団体によっては、その団体が適格である旨を証する書類が必要です)
 (医療費控除を受ける方)
 □医療費の領収書と健康保険から

の給付金や生命保険会社からの入院・通院給付金等を確認できるもの
 □医療施設まで実際に公共交通機関(バス・電車)を使用した場合は、交通費も医療費控除の対象になりますので、計算書を作成し申告時にお持ちください。
 □合計金額を記載した計算書(日付、医療機関、薬局ごとに集計)※インフルエンザの予防接種等、『治療』でないものは控除の対象になりません。
 ※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一歩も医療費控除の対象となります。

※特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導及び治療の対価は医療費控除の対象となりません。
 ◎次の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象となります。証明書と領収書を用意してください。
 □温泉療養証明書
 □運動療法実施証明書
 □おむつ使用証明書
 □ストマ用器具使用証明書
 □処方せん(眼鏡：疾病名、治療を必要とする症状が記載されているもの)
 ※一般的な近視や遠視の矯正のためのもは対象となりません。

申告等に関する
 問い合わせ先は：
 税務課市民国保税班
 ☎43・7505(直通)
 仁賀保市民サービスセンター
 ☎32・3030(直通)
 金浦市民サービスセンター
 ☎38・4300(直通)
 本庄税務署 ☎22・2335
 (自動音声でご案内します)